

監査報告書

平成29年4月28日

一般社団法人 東京都医療社会事業協会
会長 田上明 様

一般社団法人 東京都医療社会事業協会

監事 村山正道 
監事 大倉民江 

私たち監事は、平成29年4月28日に、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度における業務、会計及び公益目的支出計画実施報告書の監査を行いました。その結果につき、次の通り報告します。

1 監査の方法の概要

- (1) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、関係書類など必要と思われる監査手続きを用いて、業務の執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、会計書類の正確性を検討しました。
- (3) 公益目的支出計画実施報告書監査については、予め主務官庁に届出申請してある支出計画の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、公益目的支出計画の実施の状況を調査、検討いたしました。

2 監査意見

- (1) 理事会の運営状況ならびに理事の業務執行状況については定款に定められた内容に順守した適正な運営ができており、法令若しくは定款に違反する事実はないと認めます。
- (2) 協会活動の原資は会費で成り立っているため、新規会員の加入促進に努めて下さい。年会費の未収金額は前年決算に比して減少はみられましたが、引き続き会費の早期回収に尽力下さい。
- (3) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況、損益状況及び財産状態を正しく示しているものと認めます。
- (4) 事業報告書の内容は、真実であると認めます。
- (5) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しており、今期をもって終了したことを確認しました。

以上